

歩行型ロボットの公道実証実験について

令和8年4月30日

国土交通省

物流・自動車局

① 道路交通法の取扱い※を踏まえて、道路運送車両に該当しないものとして取り扱うもの



移動用小型車

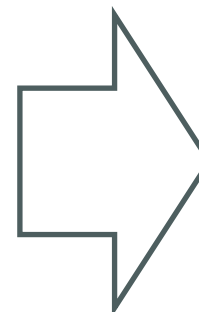


身体障害者用の車



遠隔操作型小型車

※歩行者とするもの又は歩行者と同様の通行方法等が適用されるもの



道路運送車両法の適用外となり、公道(歩道)上での実証走行が可能

② ①以外のものは、道路運送車両として取り扱う



自動車(登録又は届出が必要)



原動機付自転車



道路運送車両の保安基準の緩和を行うことにより、公道上での実証走行が可能

- 安全な自動運転車の開発・実用化を促進するため、平成29年2月、代替の安全確保措置が講じられることを条件に、保安基準の一部の緩和を可能とする、**自動運転の実証実験に係る基準緩和認定制度を創設**。
- 国土交通省では、本制度を活用した各地での**自動運転の実証実験を支援**している。

制度概要

- ✓ 排ガス・騒音以外のすべての基準について、速度制限、走行ルート of 限定、緊急停止ボタンの設置といった安全確保措置が講じられることを条件に緩和可能とし、遠隔型自動運転システム等の実証実験を促進

代替の安全確保措置の例

- 遠隔地に車両の前方及び周囲の視界を確保できるモニター等を設置
- 遠隔地のモニター席に各種操縦・操作装置(ハンドル、アクセルペダル、ワイパー、前照灯等)を装備
- 走行速度の制限(通信遅れによる影響を考慮)

緩和される保安基準の例

- 車両前方・周囲の視界要件
- ハンドル、アクセルペダル等の操縦装置
- ワイパー、前照灯等の操作装置

制度を活用した車両の例



遠隔通信



遠隔監視操作席

- 安全な自動運転車の開発・実用化を促進するため、平成29年2月、代替の安全確保措置が講じられることを条件に、保安基準の一部の緩和を可能とする、自動運転の実証実験に係る基準緩和認定制度を創設。
- 国土交通省では、本制度を活用した各地での自動配送ロボット等の自動運転の実証実験を支援してきている。

2017年2月

【道路運送車両法】自動運転の実証実験に係る基準緩和認定制度を創設

自動車の自動運転の実証について、排ガス・騒音以外のすべての基準について、速度制限、走行ルート限定、緊急停止ボタンの設置といった安全確保措置が講じられることを条件に緩和可能とし、実証実験を促進するための制度を創設

2020年4月

【道路運送車両法】基準緩和認定制度の適用対象を拡大

自動運転の実証実験に係る基準緩和認定制度の適用対象を「原動機付自転車」に拡大し、原動機付自転車に相当する自動配送ロボットの公道での実証実験を可能とした

2023年4月

「遠隔操作型小型車」に関する改正道路交通法が施行(警察庁)

遠隔操作により通行する車であって、最高速度が6キロメートル毎時を超えないこと等の条件を満たすものは、歩道等を通行することが原則とするなど歩行者と同様の交通ルールを適用



出典：警察庁資料



出典：経済産業省資料

① 道路交通法の取扱い※を踏まえて、道路運送車両に該当しないものとして取り扱うもの



移動用小型車

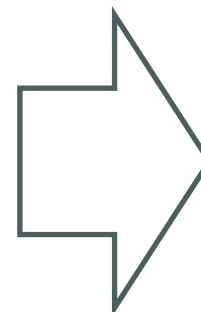


身体障害者用の車



遠隔操作型小型車

※歩行者とするもの又は歩行者と同様の通行方法等が適用されるもの



道路運送車両法の適用外となり、公道(歩道)上での実証走行が可能

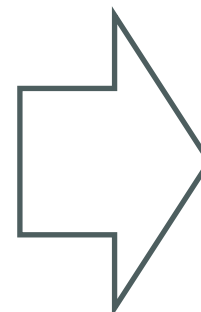
② ①以外のものは、道路運送車両として取り扱う



自動車(登録又は届出が必要)



原動機付自転車



道路運送車両の保安基準の緩和を行うことにより、公道上での実証走行が可能